フランス刑法における 性犯罪処罰の基本的考え方

性犯罪に関する刑事法検討会ヒアリング 2020年7月9日 大阪大学法学研究科 島岡まな

はじめに一基本的視点

- 1 性犯罪は、性差別に基づく最も卑劣な人権侵害である。
- 2 「人権宣言」の国フランスにふさわ しい「人権尊重刑法」を目指している (ジェンダー平等、弱者保護の視点)。
- 3 他方で、人権宣言8条で「罪刑法定主義」を宣言し、ヨーロッパへ広めたフランスにふさわしく、冤罪を生まないような配慮も周到になされている。

Iフランスの性犯罪に対する 処罰規定の概要

1 フランスの性犯罪に対する処罰規定の概要

(1) 特徵

- 日本と異なり、性犯罪について、特別法や条例でバラバラに規制するのではなく、未成年者の保護も含め、すべて刑法典の中の処罰規定として、統一的に整備されている。
- 日本と異なり、強制性交等(177条)と準強制性交等 (178条)にあたる行為をすべて強姦罪の中に取り込 んでいる。

- 1) 心身の完全性に対する侵害(性的攻撃罪)関係
- 広義の性的攻撃罪(222-22条)「暴行、強制、 脅迫又は欺罔(不意打ちという訳を訂正)をもって 実行されるすべての性的攻撃行為」の下に、
- 「強姦罪(viol)」(222-23条)及び
- その他の(狭義の)性的攻撃等罪 (autres agressions sexuelles)」 (222-27条) がある。
- 2) 未成年者及び家族に対する侵害関係
- 「暴行、強制、脅迫又は欺罔」を伴わず、成人により15 歳未満の未成年者に対して行われる性的侵害罪 (atteinte sexuell、227-25条)がある

心身の完全性に対する侵害(性的攻 5 擊罪)関係(条文)

	広義の構成 要件	狭義の構成要件	要件	刑罰
	性的攻撃罪 (222-22 条) *パート ナー間の強 姦及び性的 攻撃を	強姦罪 (222-23 条) (重罪)	他人の身体に対して又は行為者の身体に対して、暴力、強制、脅迫又は欺罔によって行うすべての性的挿入行為	15年以 下の重拘 禁
	明文で処罰(2項)	(狭義の)性 的攻撃等 罪 (222-27 条) (軽罪)	暴力、強制、脅迫又は 欺罔による強姦以外の すべての性的攻撃行為	5年以下 の拘禁刑 及び 75,000 ユーロ以 下の罰金

6	222-22-1条1項	共通規定	強制は、物理的でも <mark>心理的</mark> で もあり得る。
	222-22-1条2項(2018年改正)	共通規定	未成年者(18歳未満)に対して行われた場合、心理的強制および欺罔は、被害者と行為者の間の年齢差及び行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって生じ得る。この事実上の権力は、未成年者被害者と成年加害者との間の著しい年齢差により特徴付けることができる。
	222-22-1条3項(2018年新設)	共通規定	15 歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制及び欺罔は、当該行為のために必要な分別のない被害者のせい弱性の濫用により特徴付けることができる。

強姦罪の加重事由(222-24 条、20 年以下の重拘禁)

- 被害者に後遺障害を惹起した場合
- 被害者が15歳未満の未成年者の場合
- 年齢、疾病、身体的または精神的障害、妊娠 等によって脆弱な状態であることが明白な場合、 まだは加害者が特にその事情を知っている場合
- 3の2 経済的若しくは社会的状況の不安定さから 生じるぜい弱性若しくは依存性が明白である者 又は犯人がそれと認識している者に対して行われ た場合(新設)
- 尊属または養親その他被害者に対して権限 を有する者による実行の場合(2010年に追加)

7 武器を使用して実行された場合

8/不特定の公衆に向けてメッセージを伝播 するための電子通信網 (SNS=筆者注)の使 用によって被害者が犯人と知り合った場合

9 被害者の性的傾向や性自認を原因として 実行された場合(2003年追加)←**削除**

〔理由〕新設された3の2に含まれると考えられるから

- 10 他の被害者に対する単一または複数の強姦と同時に実行された場合追加)
- 11 **配偶者または内縁のパートナーにより実 /行**された場合 (2006年追加)
- 12 薬物またはアルコールの影響により実行された場合
- 13 売春を行う者に対して、偶発的な方法も 含め売春活動の実施において行われた場合
- 14 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合
- 15 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合

- ■強姦致死罪(第222-25 条)
 - =30 年の重拘禁
- ▶拷問強姦罪(第222-26条)
 - 一無期重拘禁

- 1 損傷、障害又は1週間を超える完全労働不能をもたらした場合
- 2 **尊属**又は当該被害者に対して法律上若しくは**事実 上の権力**を有する全ての者によって行われた場合
- 3/ 職務上付託された**権限を濫用**する者によって行われた場合
- 4 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 5 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播するための電子通信網 (SNS)の使用によって被害者が犯人と知り合った場合

- 7 被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者又は被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって行われた場合
- 8 明白な**酩酊**状態又は明白な**麻薬使用**状態 にある者によって行われた場合
- 9 売春を行う者に対して、偶発的な方法も 含め**売春活動の実施**において行われた場合
- 10 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合
- 11 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合

性的攻撃罪の加重事由(2)(第222-29 条、7年 13 以下の拘禁刑及び100,000 ユーロ以下の罰金)

●年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠若しくは経済的若しくは社会的状況の不安定性によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた場合

性的攻撃罪の加重事由(3) (第222-29-1条、 10年以下の拘禁刑及び150,000 ユーロ以下 の罰金)

■15 歳未満の未成年者に対して行われた場合

性的攻撃罪の加重事由(4)(第222-30条、 10年以下の拘禁刑及び150,000ユーロ以下 の罰金)

- 1 損傷又は障害をもたらした場合
- 2 | 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 3 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 4 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合

- 5 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6 (削除)
- 7 明白な**酩酊状態又は明白な麻薬使用状態**にある者によって行われた場合
- 8 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合

16 性的攻撃目的の物質投与罪の新設 (第222-30-1 条)

人に対し、強姦又は性的攻撃を行うために、 その者が気付かない間に、その判断能力又 はその行動統制を変質させる性質の物質を 投与する行為は、5 年以下の拘禁刑及び 75,000 ユーロ以下の罰金に処する。

当該行為が15歳未満の未成年者又は特にぜ い弱な者に対して行われた場合、7年以下 の拘禁刑及び100,000 ユーロ以下の罰金 に処する。

未成年者及び家族に対する侵害関係

広義の構 成要件	狭義の構成 要件	要件	刑罰
未成年者 及び家族 に対する 侵害	15 歳未満 の未成年者 に対する性 的侵害罪 (227-25 条)	暴力、強制、脅迫及び欺罔を伴わない性的侵害	7年以下の拘禁刑及び 100,000 ユーロ以下の 罰金(2018年 に5年以下から 引き上げ)
	18歳未満の 未成年者に 対する性的 侵害罪 (227-27 条)	暴力、強制、脅迫及び欺罔を伴わない性的侵害で、 1° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合 2° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合	3年以下の拘禁刑及び 45,000ユーロ以下の罰金

2 フランスは、なぜ(イスタンブール条約で要求されているような)「不同意性交罪」を立法せず、「暴行、強制、脅迫又は欺罔(不意打ちという訳を訂正)をもって実行されるすべての性的攻撃行為」という性的攻撃罪(とその中に含まれる強姦罪)を維持しているのか?

(1)強姦(強制性交等)罪の本質は、被害者が「同意していない(不同意の)」性交の強制であるという認識は、19世紀のナポレオン法典以来のものであり、現在の条文は、「不同意性交」を厳正に処罰するために起草されている。

(2)他方で、フランスは、人権宣言8条で 「罪刑法定主義」を宣言した国であり、冤罪 を生まないような配慮が周到になされている。

すなわち、「裁判官は法律を語る口である」と述べたモンテスキューを生んだ国であるフランスは、刑法規定が曖昧不明確であることを非常に嫌う(実際、セクシュアルハラスメント罪の要件が不明確という違憲判決が憲法院で2012年に出され、再改正された経緯もある)。

そこで、犯罪規定は可能な限り**明確**に、かつ**裁判官の恣意を許さず解釈**されるよう、 くどいほど細かく規定されている(前記)。

- (3) そのため、被害者の不同意を裁判官が間違 201 なく認定できる外形的要素として、「暴行、強制、脅迫又は欺罔(不意打ち)」という手段要件が誕生した。
 - →1)「**暴行・脅迫**」は、明らかに不同意を認定 できる要素といわれる。
 - 2) 「強制」は、それだけでは不明確という議論 が起てり、また、危険に直面した人間が自己防衛 反応からフリーズする(抵抗しない)ことがあり うるとの科学的知見の普及から、「13**強制は、物** 理的でも心理的でもあり得る。②心理的強制は、 未成年被害者と加害者との年齢の差異や加害者が 法律上または事実上被害者に及ぼしている権限に より形成され得る」(222-22-1条)という文 言が2010年に追加された。

- ■本規定は2018年にさらに改正され、「②当 該行為が未成年者(18歳未満)に対して行わ れた場合、本条第1項に規定する心理的強制又 は第222-22 条第1 項に規定する欺罔(不意 打ち)は、被害者と行為者の間に存在する年齢 差及び行為者が被害者に対して行使し得る法律 上又は事実上の権力によって生じ得る。この事 実上の権力は、未成年者の被害者と成年の加害 者との間の著しい年齢差により特徴付けること ができる。
- ③当該行為が15 歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制及び欺罔(不意打ち)は、 当該行為のために必要な分別のない被害者のぜい 弱性の濫用により特徴付けることができる。」と

3) この222-22-1条 3項がフランスで初めて日本でいう**性交同意年齢を15歳**と定めたことと**同様の効果**ももちうるが、「そのような濫用はなかった」という**反証を加害者側に許す**点で、日本とは異なる。

ちなみに、本改正のきっかけとなったのは、 14歳の教え子が(本人は同意だと思って)31歳の元教師と性交を行ったという事件と 11歳の少女がSNSで知り合った 28歳の男性と(本人は同意だと思いこみ、または思い込まされて)性交を行ったという、2017年に相次いで起きた2つの事件である。

- ■両方とも、法定刑が重い加重強姦罪(フランス刑法 222-24条、20年以下の重拘禁)で起訴がされたが、 強姦罪の要件である「暴行、強制、脅迫、欺罔」の立証 ができないと断念され、軽い未成年者に対する性的侵害 罪(「暴行、強制、脅迫、欺罔」を用いなくても有罪に できる。227-25条、当時は5年以下の軽拘禁又は7 万5千ユーロ以下の罰金だったが、2018年に刑が引き 上げられた)で有罪となった(前者は2017年11月、 後者は20018年2月)。
- これに対して、「軽すぎる」「これは加重強姦で処罰されるべきもの」との世論が盛り上がり、「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律」の制定につながった。
- ■ここに、手段要件を撤廃した性的侵害罪は軽い刑罰しか許容せず、重い強姦罪の認定は厳格であるべきで、反証を許すべきとのフランスの姿勢が見て取れる。

- 最後に「不意打ち」と訳される要件は surprise」の和訳であるが、解説を読むと被害者の同意を「surprendre(騙し取る)」という行為が前提となっており、むしろ「欺罔」と訳す方が適切ではないかと思う(遅ればせながら、論文等で用いていた和訳を変更する)。
 - ▶判例として、多くの幼児性虐待の事例が、「強制または欺罔」による性的攻撃として有罪とされており、「未成年被害者の無知に乗じた」と説明されている。
 - 「surpriseとは、行為者が被害者の**同意を騙し取る**ことに重点があり、被害者の「驚き」を示したものではない」(破毀院2001年4月25日 判決)

- このように、日本の準強制わいせつ・強制性交等罪にあたる行為も、性的攻撃罪や強姦罪の中に取り込むことを可能とする要件であるが、日本の178条の「抗拒不能・心神喪失」要件は、適用範囲が狭すぎ、フラワーデモのきっかけとなった、実父による準強制性交等罪の一審無罪判決のような事態が起きうる。
- フランスの「**欺罔」要件はそれより広く、**最近、 興味深い判例が現れた。
 - → 事案は、2014年、33歳の女性がインターネットの出会い系サイトで身長178cm、37歳のハンサムな写真の男性と知り合い、何度かやり取りをした後、誘われて彼の家に行った。

そこで彼女は、彼から「マジックだから目隠しをして部屋に入る」よう言われ、誘われるままに目隠しをしたまま性的関係をもった。

25

- しかし、行為後に目隠しをとると、相手は写真とは全く違う68歳の男性だったため、強姦罪で告訴した。彼は、以前に2度同様の事件で不起訴となり、2009年から2015年に複数の女性と関係をもち告訴されていたためようやく起訴されたが、エクサンプロヴァンス控訴院2018年4月12日判決は、「告訴人は、自由意思で被告人宅へ行き、リスクを冒して目隠しのまま性行為を行ったので、強姦罪は成立しない」とした。
- しかし、破毀院刑事部2019年1月23日判決は、「行為者のアイデンティティを偽り、同意を騙し取って性交を行う行為は、「欺罔による強姦罪」を構成しうる。原審は、被告人が告訴人の同意を『だまし取った』計略についての考察が不十分である」として破棄し、事件をモンペリエ控訴院に差し戻した。

- ▶フランスでは、判例を正しい方向として支持 27 する学説と、「これが認められると、恋愛を 成就するためのあらゆる計略が強姦罪とされ かねない」などの批判(年配の有名刑法学 者) も存在する。
 - ▶報告者は、10年近く前から、財産犯には強盗 罪以外にも窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪等が存在 し、財産は網羅的に保護されるにも拘らず、 財産より重要な性的自己決定権は非常に限定 的にしか保護されないのはおかしいと「欺罔 強姦罪」および「過失強姦罪」の必要性を主 張してきたが、ようやく先進国がその主張を 裏付ける動きを見せるようになり、強く励ま されている。

フランス刑事訴訟法第7条:

- ★成年(18歳未満)時に行われた強姦については成年に達してから30年(48歳まで)、その他の性的攻撃罪については成年に達してから20年(38歳まで)(2015年)
- 2018年に再改正:刑事訴訟法典第706-47 条に規定する重罪*は、未成年者に対して行われた場合、当該未成年者が成年に達してから30 年で時効

* 故殺、謀殺、拷問、残虐行為、身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす15歳未満の未成年者に対する暴行罪及び強姦を含む性的攻撃罪

Ⅲ おわりに

- 29
- 「ジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れ、かつ冤罪の危険も防止する人権尊重刑法」 をすでに四半世紀以上前から実現しているフランスから学ぶべきことは非常に多い。
- 2 「性犯罪をめぐる問題は、正に人権問題である」との基本的視点の共有により、根本的・本質的な議論がなされることを希望すると2014年のヒアリングで述べたが、同じことを5年半後の本日も申しあげたい。
- 3 ジェンダーギャップ指数が153か国中121位 の不平等国家の改善と刑法の改善は表裏一体で、 日本の未来を決定するために避けて通れない課 類であると考える。

30 〔参考文献〕 (最近のフランス刑法に関するもののみ)

- ●安藤英梨香「フランスにおける性犯罪防止対策 強化一性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強 化する2018 年8 月3 日の法律第2018-703 号一」外国の立法279号(2019)
- 島岡まな・末道康之・井上宣裕・浦中千佳央 『フランス刑事法入門』(法律文化社・ 2019)
- ■島岡まな「フランス刑法における性犯罪の類型 と処罰について」刑法雑誌54巻1号(有斐閣・ 2014)